

# 三鷹市 公告 w660×h450

## 公 告

公開による意見の聴取（公聴会）開催のお知らせ

建築基準法第四十八条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を開催します。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の開催三日前までに、市長に対し意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の理由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

年 月 日（ ）

三鷹市長 清原 慶子

一 公聴会を行う日時

時 分 月 日（ ）

二 公聴会を行う場所

三 書面の提出先

〒一八一八五五五

三鷹市野崎一丁目一番一号

三鷹市都市整備部建築指導課

TEL 〇四三二（四五）一一五一 内線二八二九

四 公聴会を行う理由

左記の建築を許可するため

建築主	建築敷地	地域地区	工事種別 及び用途	敷地面積	建築面積	延べ面積	構造及び 階数	高さ	適用条文
	東京都三鷹市	申請の概要		平方メートル	平方メートル	平方メートル	造、地上 階・地下 階	メートル	建築基準法第四十八条第 項